

国土交通省航空局長

### 放射性物質等の輸送規制について

航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)第194条及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(平成13年国土交通省告示第1094号。以下「告示」という。)については下記に従って運用する。

#### 記

##### 1. 主たる条項の解釈及び取扱い

###### (1) 告示第1条の2(放射性物質等の適用除外)関係

第3号中「放射性物質が含まれる製品」とは、消費者製品であって最終消費者に販売された後のものをいう。

###### (2) 告示第2条(輸送許容放射性物質等)関係

第6号イ中「全体に均一に分布している」とは、ウラン235が、金属、酸化物又は炭化物として存在する場合であって、収納物が格子状配列になっていないことをいう。

###### (3) 告示第4条(L型輸送物として輸送できる放射性物質等)関係

第1号中「国土交通大臣が適当と認める試験」とは、国際標準化機構の文書ISO 919-2012「密封線源一般要件及び分類」のクラス4衝撃試験(200g未満の場合)、クラス5衝撃試験(200g以上500g未満の場合)及びクラス6温度試験並びにISO/TR 9978-1992「密封線源漏えい試験法」の試験をいう。

###### (4) 告示第9条(放射性輸送物の基準)関係

イ 第1号チで表示される内表面の「放射性」等の文字は、原則として1cm角以上の大きさとする。

ロ 第2号ヘ(1)中「国土交通大臣が適当と認める場合」とは、液体状の放射性物質等を収納する目的で設計され、かつ、経済産業大臣、文部科学大臣又は国土交通大臣の確認を受けたB型輸送物の容器を使用する場合をいう。

ハ 第2号リ(2)及び第6号ロ(2)中「最大線量当量率の著しい増加」とは、試験後の最大線量当量率が試験前の最大線量当量率に比べて20パーセントを超えて増加している状態をいう。

ニ 第6号及び第7号にいう「国土交通大臣が適当と認める基準」とは、国際標準化機構の文書ISO 1496/1-1990「シリーズ1」の規格及び試験結果をいう。

ホ 第9号ハ(1)及びニ(1)中「著しい応力」とは、輸送物を構成する部材に対して働く許容されない応力をいう。

###### (5) 告示第12条(取扱場所)関係

イ 「関係者以外の者」とは、旅客その他の当該積卸し作業に關係のない者をいう。

ロ 蔵置場所においては、被ばく防止の配慮がなされ、かつ、事故時等の措置が作業員等に周知されていること。

ハ 「集貨」とは、他のコンテナ等(他の運航者によるものを含む。)との間の距離が六

メートル未満であるコンテナ等の集合をいう。

(6) 告示第13条（積載方法）関係

「汚染の有無」については、当該航空機に係る月間の輸送指数の合計が1,500を超える場合に検査するものとする。

(7) 告示第15条（混載制限）関係

「混載」とは、同一の貨物室に放射性輸送物等を積載することをいう。この場合において、貨物室の広狭は問わない。

(8) 告示第16条（オーバーパック、コンテナ及び航空機に係る線量当量率等）関係

「国土交通大臣が適当と認めた場合」とは、輸送毎に関係者が特定され、航空機の積載場所にこれら以外の者が立ち入ることができないよう措置されているとともに航空機乗組員等に対する被ばくがないことが確認された場合とする。

(9) 告示第19条（取扱方法等を記載した書類の携行）関係

イ 「輸送に関して留意すべき事項」には、英語又は日本語により荷送人が次に掲げる事項を記載すること。

- i) 荷送人及び荷受人の氏名及び住所（円滑な輸送を確保するために荷送人又は荷受人の電話番号が記載されるべきである。）
- ii) 「U N」の文字を前置した告示第22条第7項中の表下欄に掲げる国連番号
- iii) 告示第22条第7項中の表上欄に掲げる輸送物固有の名称
- iv) 「クラス7」の文字
- v) 輸送物中の放射性物質の名称又は記号（二種類以上の放射性物質が収納されている場合は、当該物質のうち主たるものとの名称又は記号を記載すること。）
- vi) 放射性物質の物理的及び化学的性状（ただし、当該物質が特別形放射性物質である場合は、その旨を記載することをもってこれに代えることができる。）
- vii) 最大放射能量（ベクレル単位で表すこと。）
- viii) 放射性輸送物、オーバーパック又はコンテナの輸送カテゴリ（第一類白標識、第二類黄標識及び第三類黄標識のうちいずれのものを貼付するかについて記載すること。）
- ix) 告示第17条の規定により決定される輸送指数（第一類白標識を貼付された放射性輸送物等を除く。）
- x) 告示第2条第6号イからホのいずれかに該当する場合は、その項目
- xi) 告示第2条第6号ハ、ニ又はホに該当する場合は、核分裂性核種の総量
- xii) 告示第2条第6号ヘ(1)、(2)又は(3)に該当する場合は、その項目
- xiii) 告示第2条第6号ヘ又はトに該当する場合は、臨界安全指数
- xiv) 輸送物に関し、規則第194条第2項第2号ハ及びホに基づく国土交通大臣の確認並びに同項第5号に基づく国土交通大臣の承認等を受けている場合は、当該確認又は当該承認の番号
- xv) オーバーパック又はコンテナ（以下この号において「オーバーパック等」という。）を使用する場合には、オーバーパック等及び当該オーバーパック等に収納される輸送物についての詳細な記述
- xvi) 専用積載により輸送されなければならない場合は、「専用積載」の文字
- xvii) L S A - II、L S A - III、S C O - I 又はS C O - II の各物質にあっては、当該物質の放射能の量の合計をA<sub>2</sub>値で除した値（告示別表第二のA<sub>2</sub>値が「制限なし」である物質にあっては、0とすること。）
- xviii) A<sub>1</sub>値又はA<sub>2</sub>値の決定方法が、告示別表第四による場合は、その旨及び同表に掲げる区分

xix) 第二類黄標識又は第三類黄標識を貼付された放射性輸送物等にあっては、当該放射性輸送物等の寸法単位を含む寸法（長さ、幅（又は直径）、高さの順序で記載するか、又はそれぞれの寸法単位を含む寸法に、L、W（又はD）及びHを前置して記載すること。）（ただし、本邦内の輸送であって、寸法を記載しないことについて荷送人が運送人の承諾を得ているときは、この限りでない。）

- 航空機乗組員及び客室乗務員に対して、書類の主な記載内容等を周知すること。
- ハ L型輸送物にあっては、イ i) からiii) まで、x) 及びxi) の事項が荷送人により記載された書類を携行すること。

二 書類は航空運送事業者等の同意を得ている場合、電子データ処理（EDP）又は電子データ交換（EDI）技術による情報に代えることができる。ただし、航空運送事業者等及び荷送人は、必要な場合はただちに書面に印刷することができること。

(10) 告示第20条（BM型輸送物の輸送条件）関係

イ 「放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者（核燃料物質の取扱いに関しては、v）に該当する者を除く。とする。

- i) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）第41条の原子炉主任技術者免状を有する者及び原子炉主任技術者試験筆記試験合格者
- ii) 原子炉等規制法第22条の3の核燃料取扱主任者免状を有する者
- iii) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第35条の第一種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに一年以上の経験を有する者
- iv) 放射性同位元素等規制法第35条の第二種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに二年以上の経験を有する者
- v) 放射性同位元素等規制法第35条の第一種放射線取扱主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状を有する者
- vi) 放射性物質の取扱いに関し、i) からv) までに掲げる者（核燃料物質の取扱いに関しては、i) からiv) までに掲げる者）と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

□ 「相当する適切な措置」は、次に掲げる要件を満たすこと。

- i) BM型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナを貨物機に積み込み、又は貨物機から取り卸す場所周辺の放射線量を常時監視できること。
- ii) BM型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナの状態を常時監視できること。
- iii) 放射線量の数値が著しく上昇した場合又はBM型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバーパック若しくはこれらが収納されているコンテナが損傷した場合、作業員に注意喚起できること。

(11) 告示第22条（標識又は表示）関係

イ 他の危険性を有する放射性物質等が収納されている輸送物等には、当該他の危険性に係る標識（六フッ化ウランを収納するものは、第1項第8号の「腐食性物質副標識（第四号様式）及び毒物副標識（第四号の二様式）」）を、第1号から第6号までに掲げる標識に近接して付すこと。

□ 第2項に定める事項を放射性輸送物等に表示する場合は、その外面に、読みやすくかつ消えないように表示すること。また、原則として、黒色で白地の上に1cm角以上の

大きさとなるように表示すること。

ハ 第2項に定める事項に加え、A型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物にあっては、当該輸送物の設計国の国際車両登録記号及び製造者名、又は、輸送容器の識別記号を、BM型輸送物、BU型輸送物又は六フッ化ウラン用の輸送物にあっては、設計承認及び容器登録に係る記号を、それぞれその外面に、読みやすくかつ消えないよう表示すること。また、原則として、黒色で白地の上に1cm角以上の大きさとなるように表示すること。

二 航空機用コンテナ(ULD)への表示については、第1項の標識を用いるか、又は周囲に赤い斜線を施した148mm×210mmより大きいサイズのタグに“Class 7”を表示したものと付すこと。また、ULDの収納物が告示第20条第1項に定めるものである場合は、当該ULDが貨物機のみに積載可能である旨を当該タグに表示すること。

(12) 告示第23条(防護に関する基準)関係

イ 「輸送計画書」については、荷送人、荷受人及び運送人が協議を行い、さらに、空港等の管理者とも相談したうえで策定すること。

また、「輸送計画書」に記載する事項のうち、「(7)その他必要な事項」には、「輸送計画書」の内容の不必要的分散を防止するための方法を記載すること。

ロ 「連絡通報体制」については、輸送責任者と指定連絡場所における荷送人又は荷受人が隨時連絡をとり得る体制としておくこと。また、緊急時の連絡体制についても治安当局等とも打合せを行った上で別途整備しておくこと。

ハ 「放射性物質等の防護に関する専門的な知識と経験を有し、輸送中の防護の実施に関して責任を有する者」とは、当該輸送において統括的責任を有する者であって、放射性物質等の輸送に関する業務について熟知しており、かつ、その経験を有する者をいう。

二 「警備人」とは、空港等の警備及び防護のための警備に関する知識と経験を有する者をいう。

ホ 第1号ホ(1)及びチの「錠及び封印等」には、輸送物の包装が含まれるものとする。

ヘ やむを得ない事由により長期間駐機する場合又は、輸送中に機材変更による積替えのため防護対象となる放射性物質を航空貨物取扱施設に一時保管する場合であっても、輸送中と同等の措置を講じるものとする。

(13) 告示第26条関係

告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合は、輸送経路の選定にあたって、自然災害等による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通過するよう配置すること。

(14) 告示第30条(他の危険性を有する放射性物質等)関係

L型輸送物であって、かつ、他の危険性を有する物件である場合にあっては、その標識、表示その他の輸送方法に関しては、告示第30条の規定にかかわらず、次に定めるところによること。

イ 他の危険性を有する物件が「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和58年運輸省告示第572号)」(以下「危険物告示」という。)第24条に規定される微量輸送許容物件である場合にあっては、告示に定めるもののほか、危険物告示第24条第2項及び第3項に定めるところによること。

ロ 他の危険性を有する物件が微量輸送許容物件の数量を超える場合にあっては、告示に定めるもののほか、危険物告示の定めるところによること。ただし、以下のi)～iii)についてはこの限りではない。

i) 他の危険性を有する物件が危険物告示第23条に規定する少量輸送許容物件で

あっても、同条の規定は適用しない。

- ii) 危険物告示第17条の書類に、同条第1項の事項に加えL型輸送物である旨も記載すること。

書類記載例：

UN 1993 Flammable liquid, n.o.s. (ethanol and toluene mixture), Radioactive material, excepted package - limited quantity of material, Class 3, PG II

又は

UN 1993 その他の引火性液体（他の危険性を有しないもの）、他に品名が明示されているものを除く（エタノール及びトルエン混合物）、放射性物質、L型輸送物、少量輸送許容物件、分類番号3、等級2

- iii) 告示第22条第4項の規定は適用しない。

(15) 別記第八関係

「国土交通大臣が適当と認める試験」とは、危険物輸送に関する国際連合勧告〔7〕の包装に関する一般勧告に定められる基準、又は、これらの基準と同等である要件に合致するよう設計された輸送物に対する国際連合包装等級I又はIIで要求された試験をいう。

(16) 被ばく防止のための措置

イ 放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件（以下「放射性物質等」という。）の輸送に従事する者（以下「輸送従事者」という。）の放射線被ばくが一般人並の年間1ミリシーベルト以下となっていることを確認するため、航空機乗組員、客室乗務員及び地上作業員について、それぞれ別記第1に定めるところにより年間被ばく線量（RY）を算出し、毎年2月末日までに前年分をとりまとめ、国土交通省航空局安全部安全政策課長あて報告すること。

ロ 輸送従事者及び旅客の被ばくを防止するため、輸送指数を算出することとされている放射性輸送物及び放射性輸送物としないで輸送できる放射性物質等を輸送する場合は、これらを客室及び操縦室の隔壁及び床面から別表に掲げる距離以上の距離において積載すること。

## 2. 国土交通大臣の確認に係る取扱い

(1) 放射性輸送物の確認

イ 国土交通大臣は規則第194条第2項第2号ハ、ニ又はヘ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）の規定による確認（以下「放射性輸送物の確認」という。）を行う場合には、次のi)～iv)に掲げる場合を除き、積載前に発送時検査等を適宜行うものとする。

- i) 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物にあっては、告示第11条第1項第1号の書面の提出があり、かつ、輸送しようとする者が発送時検査を実施する場合
- ii) 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物以外の放射性輸送物にあっては、告示第11条第1項第2号の確認がなされる場合
- iii) 告示第8条第1号、第2号（ハを除く。）又は第4号に該当する放射性物質等を収納した放射性輸送物にあっては、告示第11条第2項第1号の書面の提出があつた場合
- iv) 放射性物質等が本邦以外の地において国土交通大臣が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

□ 放射性輸送物の確認を受けようとする者は、輸送のつど、別記第2の放射性輸送物確認申請書記載要領に従い作成した様式第1の申請書を提出し、確認を受けること。ただし、イのii)又はiv)に該当し、反復輸送により複数の申請書を提出する場合において、申請書の記載事項のうち、次に掲げる事項以外の事項が同一であるときは、別途放射性輸送物の詳細について積載前に提出することを条件に、一定の期間内の放射性輸送物の確認を一括して申請することができる（規則第194条第2項第2号への規定により確認を受ける場合を除く。）。

- i) 輸送予定年月日及び便名
- ii) 輸送容器の製造番号
- iii) 放射性物質等の質量
- iv) 放射能量
- v) 輸送物の輸送指數
- vi) 標識及び表示

ハ 放射性輸送物の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようとする日の原則として1ヶ月前までに当該申請書のうち、防護に関するものについては航空局安全部安全政策課航空保安対策室に、防護に関するもの以外については航空局安全部安全政策課に提出すること。

## （2）放射性輸送物の輸送の確認

イ 國土交通大臣は規則第194条第2項第2号ホ又はヘ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものと除く。）の確認（以下「放射性輸送物の輸送の確認」という。）を行う場合は、次のi)及びii)に掲げる場合を除き、輸送前に積載時検査等を適宜行うものとする。

- i) 放射性輸送物が國土交通大臣の指定する者により輸送される場合、この場合當該指定を受けようとする者は、別記第4の放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領に従い作成した様式第2の申請書を安全政策課に提出すること。なお、指定期間は原則として1ヶ年とし、國土交通大臣が必要と認めるときは、指定を取り消すものとする。

- ii) 放射性輸送物が本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送される場合。

□ 放射性輸送物の輸送の確認を受けようとする者は、様式第3の申請書に、當該輸送の安全性を証する別記第5の輸送計画書記載要領に従い作成した様式第4の輸送計画書を添付して申請すること。

ハ 放射性輸送物の輸送の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようとする日の原則として3週間前までに当該申請書及び輸送計画書のうち、防護に関するものについては航空局安全部安全政策課航空保安対策室に、防護に関するもの以外については航空局安全部安全政策課に提出すること。

## 附 則（平成13年6月29日国空航第542号）

この通達は、平成13年7月1日から施行する。

## 附 則（平成16年12月24日国空航第967号）

この通達は、平成17年1月1日から施行する。

## 附 則（平成18年12月28日国空航第849号）

この通達は、平成19年1月1日から施行する。

## 附 則（平成20年5月29日国空航第1304号）

この通達は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年11月20日国空航第644号）  
この通達は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年12月24日国空航第978号）  
この通達は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日国空航第454号）  
この通達は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年8月7日国空航第340号）  
この通達は、平成25年8月21日から施行する。

附 則（平成26年12月10日国空航第701号）  
この通達は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月15日国空航第7724号）  
この通達は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日国空安企第305号、国空航第2796号）  
この通達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日国空航第2244号）  
この通達は、令和3年12月21日から施行する。

附 則（令和4年3月29日 国空安企第497号、国空航第3112号）  
この通達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月6日 国空安政第2123号）  
この通達は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年12月26日 国空安政第1973号）  
この通達は、令和5年12月28日から施行する。

附 則（令和6年12月10日 国空安政第2148号）  
この通達は、令和7年 1月 1日から施行する。

別表（1. (16) 口関係）

輸送指数の合計	最小許容距離(m)	輸送指数の合計	最小許容距離(m)
0. 1- 1. 0	0. 30	25. 1- 30	3. 20
1. 1- 2. 0	0. 50	30. 1- 35	3. 50
2. 1- 3. 0	0. 70	35. 1- 40	3. 75
3. 1- 4. 0	0. 85	40. 1- 45	4. 00
4. 1- 5. 0	1. 00	45. 1- 50	4. 25
5. 1- 6. 0	1. 15	50. 1- 60	4. 65
6. 1- 7. 0	1. 30	60. 1- 70	5. 05
7. 1- 8. 0	1. 45	70. 1- 80	5. 45
8. 1- 9. 0	1. 55	80. 1- 90	5. 80
9. 1-10. 0	1. 65	90. 1-100	6. 10
10. 1-11. 0	1. 75	100. 1-110	6. 45
11. 1-12. 0	1. 85	110. 1-120	6. 70
12. 1-13. 0	1. 95	120. 1-130	7. 00
13. 1-14. 0	2. 05	130. 1-140	7. 30
14. 1-15. 0	2. 15	140. 1-150	7. 55
15. 1-16. 0	2. 25	150. 1-160	7. 80
16. 1-17. 0	2. 35	160. 1-170	8. 05
17. 1-18. 0	2. 45	170. 1-180	8. 30
18. 1-20. 0	2. 60	180. 1-190	8. 55
20. 1-25. 0	2. 90	190. 1-200	8. 75

※輸送指数の合計は、一の航空機に積載される全ての輸送物、オーバーパック及びコンテナの指  
数の合計とする。ただし、輸送物、オーバーパック又はコンテナがいくつかのグループに分けられ  
て積載される場合は、当該グループ毎に輸送指数の合計を求め、上記に定めるところによること。  
この場合、グループ相互の距離は、グループ毎の輸送指数の合計のうち、大きい方を別表にあて  
はめて得られた最小許容距離の3倍以上とすること。

## 別記第1 (1. (16)イ関係)

### 1. 年間被ばく線量の算出式

#### 【国際線における航空乗組員の年間被ばく線量】

$$RY = (\text{当該路線の平均放射線量率}) \times (\text{路線の補正係数}) \\ \times (\text{平均年間乗務時間}) \times (\text{安全係数})$$

$$= \frac{(\text{当該路線の輸送指数の合計値})}{(\text{当該路線の全便数})}$$

$$\times \frac{\{1 + (\text{輸送物一個の平均直径}) \times 1/2\}^2}{(\text{輸送物の中心位置から操縦席までの距離})^2}$$

$$\times \{ \text{平均年間飛行時間} + (\text{平均年間乗務時間} \times 1 \text{ 時間}) \}$$

$$\times 2$$

#### 【客室乗務員及び国内線における航空機乗組員の年間被ばく線量】

$$RY = (\text{当該路線の平均放射線量率}) \times (\text{距離の補正係数}) \\ \times (\text{当該路線に乗務する回数}) \times (\text{当該路線の1回の乗務時間}) \\ \times (\text{安全係数})$$

$$= \frac{(\text{当該路線の輸送指数の合計値})}{(\text{全路線便数})}$$

$$\times \frac{\{1 + (\text{輸送物一個の平均直径}) \times 1/2\}^2}{(\text{輸送物の中心位置から客室又は操縦席までの距離})^2}$$

$$\times \frac{(\text{平均年間飛行時間})}{1 \text{ 便当たりの平均飛行時間}} \times (\text{当該路線の1回の乗務時間})$$

$$\times 2$$

#### 【地上作業員の年間被ばく線量】

##### (1) トラフィック、上屋等において作業を行う場合

イ 輸送物がULDに収納され、フォークリフトにより積み付けられる場合

$$RY = 1.70 \times 10^{-3} \times \frac{\{\text{一年間の輸送指数の合計 (T I)}\}}{\text{トラフィック及び上屋の従事者数 (M)}} + 2.55 \times 10^{-5} \\ \times (T I)$$

ロ L型輸送物がULDにより又はA型輸送物がバラ積みにより積み付けられる場合

$$RY = 2.36 \times 10^{-3} \times (TI/M) + 2.13 \times 10^{-5} \times (TI)$$

ハ 輸送物の大半がバラ積みである場合

$$RY = 1.24 \times 10^{-2} \times (TI/M) + 3.25 \times 10^{-5} \times (TI) + 8.56 \times 10^{-8} \times \{ TI \times \text{総取扱い個数 (L)} / (M) \}$$

(2) 搭載作業の場合

イ ULDをリフトで持ち上げて搭載する場合

$$RY = 2.17 \times 10^{-3} \times \frac{(TI)}{\text{搭載従事者数 (N)}}$$

ロ 主にベルトコンベアーを用いて搭載する場合

$$RY = 3.85 \times 10^{-3} \times (TI/N)$$

ハ 主に手作業で搭載する場合

$$RY = 2.76 \times 10^{-2} \times (TI/N)$$

## 2. 輸送従事者の年間被ばく線量の算出条件

- (1) 各路線の片道を一路線とする。この場合、二地点間を直接結ぶ片道を一つの路線とし、経由地がある場合は、出発地→経由地、経由地→経由地、経由地→到着地というように分割されたそれを一つの路線とする。
- (2) 国際線航空機乗組員は、常に特定路線に乗務すると考える。特定路線は、放射性物質等の輸送が行われている路線のうち、当該路線の輸送指數の年間合計値を当該路線の年間就航便数で割った平均値が高いものから順に3路線選定する。
- (3) 国際線では、旅客機、貨物機の区別はせず、距離の補正係数は全て貨物機の値を用いる。この場合、輸送物は上部貨物室内にランダムに積載されているものとする。
- (4) 客室乗組員及び国内線航空機乗組員は、国内線又は国際線のいずれにおいても全路線に平均して乗務するものとする。
- (5) 「平均年間乗務時間」は、特定路線しか考えていないので「当該路線の1回の乗務時間」×「当該路線に乗務する回数」と等しくなる。従って「平均年間乗務時間」の算定に当たっては、「平均年間飛行時間」に「放射性物質等を搭載している航空機に乗務したときのブロック・タイム以外の時間」×「平均年間乗務回数」を加えればよい。
- (6) 「輸送物1個の平均直径」は0.5mとする。
- (7) 「輸送物の中心位置から客室又は操縦室までの距離」は下記の要領により算出する。
  - イ 輸送物の貨物室内での積載場所については、特に異なる取扱いがなされている場合を除き、当該路線の全便について、輸送物は貨物室中央に積載されているものとする。
  - ロ 距離の算出に当たっては、機体左右方向の成分は無視してよい。
  - ハ 輸送物の中心位置から操縦室までの距離の算出については、航空機乗組員は乗務時間中、操縦室に座っているものとし、輸送物から見た航空機乗組員のうち輸送物に最も近

い位置にいる者までの距離を当該距離とする。この場合、輸送物の平均的位置を次の式により算出する。

$$\frac{w}{g} = \sqrt{\frac{f/g - e/g}{\tan^{-1}(f/g) - \tan^{-1}(e/g)} - 1}$$

但し、  
e : 操縦席から上部貨物室最前方壁までの水平距離

f : " 最後方壁 "

g : " 輸送物中心までの垂直距離

w : 輸送物の平均的位置（即ち、その位置に積載した場合貨物室内にランダムに積載した場合と等しい放射線量を受けることとなる位置）

二 輸送物の中心位置から客室までの距離の算出については、次のとおりとする。

(a) 輸送中、客室乗務員は客室内を均等に歩き回るものとして輸送物から見た客室乗務員の平均的な位置を次の式により算出する。（図参照）

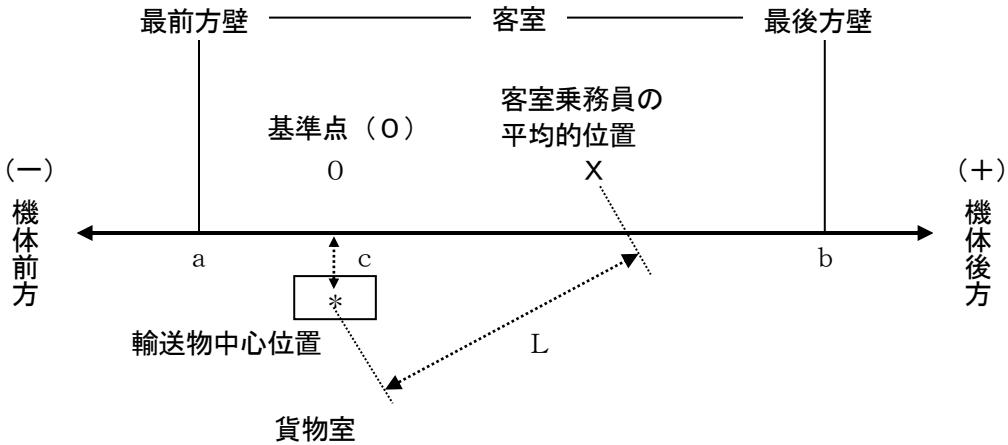
$$\frac{x}{c} = \sqrt{\frac{b/c - a/c}{\tan^{-1}(b/c) - \tan^{-1}(a/c)} - 1}$$

但し、 $\tan^{-1}$ はラジアンで表した値とする。

(b) 輸送物の中心位置から客室までの距離を次の式により算出する。

$$L = c \times \sqrt{(x/c)^2 + 1}$$

図



輸送物中心位置から客室床面への垂線の足を基準点Oとする。

また、輸送物中心位置から基準点Oまでの距離をCとする。

基準点Oを原点とし、機体軸に平行に機体後方を正とする座標軸をとり、客室最前方壁をa、客室最後方壁をbとし、客室乗務員の平均的位置をxとする。従って、a, b, xは基準点Oより機体前方側にあれば負の値、機体後方側にあれば正の値となる。

- (8) 「平均年間飛行時間」は、一乗組員の全路線にわたる年間飛行時間（ブロック・タイムで表したもの）の平均値とする。
- (9) 「当該路線の1回の乗務時間」は、当該路線のブロック・タイムに含まれない離陸前、着陸後の機内に滞在する時間として、それぞれ30分、合計1時間を、ブロック・タイムで表した飛行時間に加算した値とする。
- (10) 「1便当たりの平均飛行時間」は、全路線にわたる全便の飛行時間（ブロック・タイムで表したもの）の年間合計量を、全路線にわたる年間就航便数の合計値で割った値とする。

別記第2（2.（1）口関係）  
放射性輸送物確認申請書記載要領

- (1) 横書きとし、荷送人又は荷受人が申請すること。
- (2) 輸送の目的は、輸送する放射性物質等の用途、発着地等を簡潔に記載すること。
  - 例1 「○○発電所の○○炉用の燃料を加工するため、○○から○○加工工場へ輸送すること。」
  - 例2 「医療用大量照射線源とするため、○○事業所から○○病院まで輸送する。」
- (3) 3の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器（以下「容器」という。）設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに容器登録の登録番号を有する場合には、その番号を記載すること。
- (4) 4の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第2項第2号及び告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び下記の例に従い規則第194条第2項第2号イ、ニ及びヘに規定する種類を記載すること。
  - 例 BM型輸送物（六フッ化ウラン、告示第8条第〇号の放射性物質を収納した輸送物）
- (5) 5の「輸送物の概要」は、①容器の材料及び構造、②輸送物の主要諸元（長さ、幅、高さ及び総質量）、③容器の設計者名、製造者名及び所有者名等を記載するとともに、輸送物の写真又は説明図を添付すること。なお、容器を分離して使用することのできるものは、それぞれの容器についてのデータも記載すること。
- (6) 6の「輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」（平成13年国土交通省告示第1094号）に定める技術上の基準に適合することの説明」には、別記第3の安全解析書記載要領に従い作成した安全解析書を別紙として添付すること。ただし、過去に安全解析書が添付された輸送物と同一の輸送物（型式及び種類並びに収納される放射性物質等の名称及び数量が同一であるものをいう。）を作成する場合は、当該基準の適合性について簡単にとりまとめ記載することにより当該安全解析書の添付にかえることができる。
- (7) 7の「収納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。なお、放射能量、発熱量等を計算により算出したデータについてはその算出方法を、実測によるデータについてはその測定方法及び測定日時をそれぞれ記載すること。
- (8) 7(1)の「名称」には、当該放射性物質等の化学式についても記載すること。
- (9) 7(4)の「物理的、化学的性質」には、当該放射性物質等が特別形に該当するか否か及び気体、液体又は固体のいずれであるか、他の危険性の有無及び他の危険性を有する場合はその分類と区分についても記載すること。
- (10) 7(6)の「吸収線量率」は、劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン（濃縮度が10%未満のもの）の照射された直後の吸収線量率を記載し、その他の場合は輸送時点での吸収線量率を記載すること。

## 別記第3 安全解析書記載要領

放射性輸送物確認申請書に添付する安全解析書には以下に示す事項、説明等を記載すること。

ただし、2. は六フッ化ウランを収納又は包装する輸送物（以下「六フッ化ウラン輸送物」という。）の場合のみ、3. 及び4. はBM型輸送物又はBU型の輸送物の場合のみ、4. (8)～4. (11) はBM型輸送物の場合のみ、4. (12)～4. (17) はBU型輸送物の場合のみ、並びに2. (6) 及び3. (2) は該当するものについてのみ記載すれば差し支えない。

### 1. 輸送物

- (1) 輸送容器の型式又は名称
- (2) 輸送容器の使用予定年数及び使用予定回数
- (3) 収納する放射性物質等の名称
- (4) 収納する放射性物質等の重量及び放射能強度並びに告示第8条に規定する物質の場合には、収納する放射性物質等の重量の合計及び輸送時における吸収線量率（劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン（濃縮度が10%未満のもの）の照射済燃料にあっては、これに代えて照射直後における吸収線量率）

### 2. 六フッ化ウラン輸送物

- (1) 六フッ化ウラン輸送物に該当又は不該当であることの説明（告示第9条第9号）
  - イ 放射性輸送物に収納又は包装されている六フッ化ウランの容積率
  - ロ 六フッ化ウランの輸送中の性状及び容器内圧
  - ハ 六フッ化ウランの量及び化学的性状
- (2) 圧力試験（告示 別記第10）
  - 次に掲げる試験条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏洩がなく、かつ、著しい応力の発生がないことの説明
    - イ 告示 別記第10第1号の試験
      - i ) 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明
      - ii ) 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明
    - ロ 告示 別記第10第2号の試験
      - i ) 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明
      - ii ) 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明
    - ハ 告示 別記第10第3号の試験
      - i ) 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明
      - ii ) 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明
- (3) 漏洩試験（告示 別記第11）
  - 次に掲げる試験条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏洩がなく、かつ、弁に損傷がないことの説明
    - イ 告示 別記第3第1号ロ(1)の試験
      - i ) 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明
      - ii ) 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明
    - ロ 告示 別記第3第1号ロ(2)の試験
      - i ) 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明
      - ii ) 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明
- (4) 耐火試験（告示 別記第12）

次に掲げる試験条件の下に置いた場合に、密封装置に損傷がないことの説明

イ 告示 別記第5第2号の試験

- i) 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明
- ii) 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明

(5) 圧力逃がし装置に係る説明

圧力逃がし装置が備えられていないことの説明

(6) 代替試験（告示 別記第13）

次のイ又はロのいずれかに掲げる場合であって、前掲（2）～（5）の基準に代えることが適當とされるものにあってはその説明

イ 次の告示 別記第13に規定する条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏洩がなく、かつ、著しい応力が発生しないことの説明

- i) 告示 別記第13第1号の試験
  - a) 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明
  - b) 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明
- ii) 告示 別記第10第2号及び第3号の試験
  - a) 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明
  - b) 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明

ロ 六フッ化ウランの量が9000キログラム以上のものであって、2-4の基準に適合しないことの説明

### 3. BM型輸送物又はBU型輸送物

(1) 特別形放射性物質等であるかどうかの記載（告示第4条及び別記第一）

特別形放射性物質等である場合には、固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等のいずれかであるかの説明及び以下の説明

イ 外接する直方体のうち最小のものの寸法

ロ 以下のハ～トの試験に用いる供試物の説明

ハ 衝撃試験

- i) 試験台の説明。特に試験台上面がなめらかな水平面であることの説明
- ii) 落下高さ
- iii) 供試物の損壊の状態

二 打撃試験

- i) 試験に用いた、供試物を置く鉛板の説明。特に、厚さ及び表面の状態
- ii) 衝撃力の強さ
- iii) 鋼製棒の寸法及び打撃方法
- iv) 打撃が最大の破損を及ぼすように行われていることの説明
- v) 供試物の損壊の状態

ホ 曲げ試験

- i) 輸送物の寸法及び曲げ試験を行う必要性の説明
- ii) 曲げ試験が必要な場合には、曲げ試験に関する以下の事項
- iii) 供試物の水平面への固定方法
- iv) 衝撃力の強さ
- v) 使用する鋼製棒の寸法（特に平端面の直径及びその角の半径）
- vi) 打撃が最大の損傷を及ぼすように行われていることの説明
- vii) 供試物の損壊の状況

ヘ 加熱試験

i ) 試験方法の説明。特に温度及び試験時間

ii ) 供試物の溶融又は分散の状態

ト 浸漬試験

i ) 固体状の放射性物質等（カプセルに封入されたものを除く。）の場合

a ) 試験方法の説明（水中への浸漬時間又は期間、水の温度、空気中への放置期間、空気の温度及び湿度、並びにそれらの試験の順序）

b ) 水中への放射性物質の漏えい量及びその測定方法

ii ) カプセルに封入された放射性物質等の場合

a ) 試験方法の説明（水中への浸漬時間、水の温度、空気中への放置時間、空気の温度、湿度及びそれらの試験の順序）

b ) 水中への放射性物質の漏えい量及びその測定方法

チ 告示第9条第1項第1号リの試験

i ) 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明

ii ) 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明

リ 告示第9条第1項第1号ヌの試験

i ) 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明

ii ) 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明

ヌ 告示第9条第1項第1号ルの試験

i ) 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明

ii ) 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明

(2) A<sub>1</sub>値又はA<sub>2</sub>値の決定（告示別表第二～別表第七）

イ A<sub>1</sub>値又はA<sub>2</sub>値の決定方法が、告示別表第二～別表第七のいずれによるかの説明

ロ 告示別表第二による場合

i ) 核種。特別形放射性物質等であるかどうかの別

ii ) A<sub>1</sub>値又はA<sub>2</sub>値

ハ 告示別表第三～第七による場合

i ) 核種。特別形放射性物質等であるかどうかの別

ii ) A<sub>1</sub>値又はA<sub>2</sub>値及びその決定過程の説明

iii ) その他必要事項

(3) BM型輸送物又はBU型輸送物であるかどうかの説明（告示第5条）

イ 特別形放射性物質等であるかどうかの別

ロ 放射性物質等の放射能の量及びA<sub>1</sub>値又はA<sub>2</sub>値

4. BM型輸送物又はBU型輸送物の技術上の基準への適合性

(1) 輸送物に外接する直方体のうち最小のものの三辺の長さ

(2) 取扱いの容易性、安全性

イ 輸送物の総重量

総重量が50kg以下のものは手で、50kgを超えるものは機械的手段により安全に取扱えるものであるかどうかの説明

ロ 輸送物の吊上げ用具は、急激な吊上げに対しても耐えうるものであるかどうかの説明

ハ 吊上げ用具と間違えられるおそれのある付属物等が取り外されている、みだりに利用できない状態である、又は、間違って吊上げても吊上げ用具として必要な程度以上に安全な構造であるかどうかの説明

ニ 輸送物の外面の状態。特に雨水がたまりにくく、除染が容易であり、かつ突出物のない構造であるかどうかの説明

ホ 輸送中、輸送物に取り付けられる措置の有無、及び有する場合には、それらの輸送物の安全性に対する影響

ヘ その他、取扱いの容易性、安全性について特記すべき事項

(3) 輸送中の亀裂、破損等の可能性

イ 輸送中予想される温度変化の輸送容器の材質に対する影響

ロ 輸送中予想される加速及び振動の輸送容器に対する影響

振動については、ボルト、ナットその他の締具のゆるみを防ぐための措置等を記載すること。

ハ 輸送容器の材質と材質、又は材質と放射性収納物との間の物理的、又は化学的な作用

ニ 密封装置の締具の説明。特に、輸送中偶然又は輸送物の内圧により開く可能性の検討

ホ 密封装置が輸送容器から取り外せる場合には、輸送容器から独立した締具で確実に閉ざすことができるかどうかの説明

ヘ 圧力逃がし弁以外で放射性収納物が外に出る可能性のある弁の有無。輸送容器がそのような弁を有する場合には、誤操作による漏れの可能性、及び漏れを防ぐ保護具の説明

ト 放射線しゃへい体が輸送容器から取り外せるかどうかの説明。取り外せる場合にはその締具の説明

(4) 開封に対する措置

イ みだりに開封されないための措置

ロ 開封された場合に、それが明らかであるかどうかの説明

(5) 表面の放射性物質の放射能面密度

イ  $\alpha$  線放出の有無

ロ 輸送物表面の放射性物質の放射能面密度 ( $Bq/cm^2$ ) 、及びその測定方法、又は算定方法

(6) 最大線量当量率

輸送物表面及び表面から 1 メートル離れた位置における最大線量当量率 (ミリシーベルト／時) 、及びその測定方法又は算定方法

(7) 輸送物中に収納又は包装されている書類及び物品の説明

(8) 告示別記第四の条件

イ 水の吹きつけ試験

i ) 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明

ii ) 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明

iii) 水の吹きつけ強さ、吹きつけ時間、吹きつけの方向、及び吹きつけの均一性の説明

ロ 自由落下試験

i ) 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明

ii ) 試験前の供試物の状態 (水の吹きつけ状態を含む。) 、又は計算条件等の説明

iii) 輸送物重量 (kg) 及び落下高さ (m)

a ) 最大破損を及ぼすように落下させていることの説明

b ) 試験台の説明。特に試験台上面がなめらかな水平面であることの説明

ハ 圧縮試験

i ) 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明

ii ) 試験前の供試物の状態 (水の吹きつけ状態を含む。) 、又は計算条件等の説明

iii) 輸送物重量 (kg) 、輸送物の鉛直投影面積 ( $cm^2$ ) 及び加えた荷重 (kg) の説明

iv) 荷重を加えた時間及び、加えた荷重の均一性の証明

二 貫通試験

i ) 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。試験前の供試物の状態 (水の

吹きつけ状態を含む）、又は計算条件等の説明

- ii) 供試物を置いてある試験台の説明。特に試験台は試験中動きにくく、試験台上面は固くてなめらかな水平面であるとの説明
- iii) 試験に用いる棒の説明、特に、重量、直径、先端の形状及び強度の説明
  - a) 落下方法、落下高さの説明
  - b) 輸送物の最も弱い部分に落下させているとの説明

## ホ 環境試験

- i) 実験、解析等いずれの証明方法によったかの説明
- ii) 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明
- iii) 試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間

### (9) 告示別記第四の条件の下に置いた場合の輸送物の状態

- イ 表面の最大線量当量率（ミリシーベルト／時）、及びその測定方法又は算定方法
- ロ 放射性物質の1時間当たりの漏えい量（Bq）及びその測定方法又は算定方法、並びにA<sub>2</sub>値
- ハ 日蔭での表面の温度（°C）、及びその測定方法又は算定方法  
当該輸送物を専用積載で輸送する予定の有無
- ニ 表面の放射性物質の放射能面密度。 $\alpha$ 線放出の有無  
輸送物表面の放射性物質の放射能面密度（Bq/cm<sup>2</sup>）、及びその測定方法、又は算定方法

### (10) 告示別記第五の条件

#### イ 落下試験

- i) 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明
- ii) 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明
- iii) 試験台の説明（特に試験台上面はなめらかな水平面であり、垂直に固定された直径15cm、長さ20cmの軟鋼丸棒の上端面であるとの説明）
- iv) 落下高さ
- v) 最大破損を及ぼすように落下させているとの説明
- vi) 落下試験I及び落下試験IIは、次の耐火試験で輸送物が最大の破損を受けるような順序で行われているとの説明

#### ロ 耐火試験

- i) 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明
- ii) 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明
- iii) 温度及び試験時間
- iv) 加熱停止後の冷却についての説明
- v) 輸送物を形成する材料の燃焼の有無、及び燃えた場合はその後の処置の説明

#### ハ 浸漬試験

- i) 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明
- ii) 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明
- iii) 浸漬深さ、浸漬時間等浸漬方法の説明

#### 二 環境試験

- i) 実験、解析等いずれの証明方法によったかの説明
- ii) 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明
- iii) 試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間

### (11) 告示別記第五の条件の下に置いた場合の輸送物の状態

- イ 表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率（ミリシーベルト／時）、及

びその測定方法又は算出方法

- 放射性物質の1週間当たりの漏えい量 (Bq) 及びその測定方法又は算定方法並びに  $A_2$  値。クリプトン 85 にあっては、その旨の記載

(12) 告示別記第六の条件

- イ 水の吹きつけ試験  
ロ 自由落下試験  
ハ 圧縮試験  
ニ 貫通試験  
ホ 環境試験

} (8) 告示別記第四の条件の記載要領に従って記載すること。

- i ) 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明  
ii ) 試験前の供試物の状態、又は計算条件の説明  
iii ) 試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間

(13) 告示別記第六の条件の下に置いた場合の輸送物の状態

- イ 表面の最大線量当量率 (ミリシーベルト／時) 、及びその測定方法又は算定方法  
ロ 放射性物質の1週間当たりの漏えい量 (Bq) 及びその測定方法又は算定方法、並びに  $A_2$  値  
ハ 日蔭での表面の温度 (°C) 、及びその測定方法又は算定方法  
i ) 当該輸送物を専用積載で輸送する予定の有無。 $\alpha$  線放出の有無  
ii ) 輸送物表面の放射性物質の放射能面密度 (Bq/cm<sup>2</sup>) 、及びその測定方法又は算定方法

(14) 告示別記第七の条件

- イ 落下試験 I  
ロ 落下試験 II  
ハ 耐火試験  
ニ 浸漬試験  
ホ 環境試験

} (10) 告示別記第五の条件の記載要領に従って記載すること。

- i ) 実験、解析等いずれの証明方法によったかの説明  
ii ) 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明  
iii ) 試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間

(15) 告示別記第七の条件の下に置いた場合の輸送物の状態

- イ 表面から 1 メートル離れた位置における最大線量当量率 (ミリシーベルト／時) 、及びその測定方法又は算定方法  
ロ 放射性物質の1週間当たりの漏えい量 (Bq) 及びその測定方法又は算定方法並びに  $A_2$  値

(16) 内部のろ過又は放射性物質等の冷却のための措置、構造等及び特別な操作の有無。有する場合にはその説明

(17) 最高使用圧力 (kg/cm<sup>2</sup>) 及びその測定方法又は算定方法

(18) 輸送物の経年変化の考慮

- イ 考慮すべき経年変化要因

使用予定期間に予想される条件及び経年変化についての説明

- ロ 安全解析における経年変化の考慮の必要性の評価

安全解析における経年変化の考慮の必要性の評価結果

- ハ 安全解析における経年変化の考慮

安全解析における経年変化の考慮が必要とされたものについて、安全解析における経年変化の考慮の説明

## 5. 防護措置の必要な放射性輸送物の技術上の基準への適合性

- (1) 一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が告示第8条第1号、第2号（ハを除く。）又は第4号のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物の場合には、輸送物への施錠及び封印その他の当該輸送物が容易に開封されたための措置についての説明

別記第4（2.（2）イイ）関係)

放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領

- (1) 横書きとすること。
- (2) 代理申請の場合にあっては、申請者側には本人たる指定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所も明記すること。
- (3) 2の「航空運送事業の概要」は、①資本金、②当該航空運送事業のための事務所その他の事業所の名称及び所在地、③就航路線の起点寄航地及び終点並びにそれら相互間の距離、④使用航空機の総数並びに各航空機の型式、国籍記号及び登録記号、⑤運航回数、⑥整備の施設及び運航管理の施設の概要、⑦航空従事者の資格別の数及び運航管理者の数、⑧旅客及び貨物の年間輸送実績及びそのうち日本発着の実績（過去5年間）を記載すること。
- (4) 3の「事故の概要」は、事故の日時、場所、事故の態様、被ばく者の数及び事故の原因について記載すること。
- (5) 4の「放射性輸送物輸送管理体制」は、放射性輸送物の輸送に係る施設の整備及び管理の状況、社内各部門間等の通常時及び緊急時における連絡体制について記載すること。
- (6) 5の「その他特記すべき事項」には、近々の放射性物質等の輸送予定等を記載すること。

## 別記第5（2.（2）口関係）

### 輸送計画書記載要領

- (1) 横書きとし、輸送人が申請すること。  
(2) 1の「輸送の目的」は、輸送する放射性物質等の用途、発着地等及び緊急性の有無を簡潔に記載し、緊急性を有する場合にはその説明を記載すること。

例1 「○○発電所の○○炉用の燃料を加工するため、○○から○○加工工場へ輸送する。」

例2 「医療用大量照射線源とするため、○○事業所から○○病院まで輸送する。」

- (3) 2の「輸送人の氏名又は名称及び住所」は、告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、告示第23条に定める輸送計画書の策定又は所持等を行う者についても記載すること。

- (4) 3の(1)から(3)までの「出発日時」、「到着日時」及び「経由日時」は、日本時間で記載すること。

- (5) 3の(2)及び(3)の「到着空港等の名称」及び「経由空港等の名称」は、予定される代替空港等の名称も記載すること。

- (6) 3の(4)については、その他、飛行経路（日本国内の部分については詳しく記入すること。）所要時間等を記載すること。また、告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、次の事項についても記載すること。

イ 輸送時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となるように配慮されていることの説明

ロ 自然災害による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通過することの説明

- (7) 航空法施行規則第194条第4項又は第5項の確認を受けたものにあっては、その確認書等の写しを添付する場合は、4の(3)（規則第194条第2項第2号イ、ニ及びヘに規定する種類の記載を除く。）、4の(4)（輸送物の主要諸元に関する記述及び輸送物を示す写真又は説明図の添付を除く。）、(5)及び(12)についてはこれを省略することができる。

- (8) 4の(2)から(10)までについては、輸送物ごとに記載すること。

- (9) 4の(2)の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器（以下「容器」という。）設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに容器登録の登録番号を有する場合には、その番号及び承認年月日を記載すること。

- (10) 4の(3)の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第2項第2号及び告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び下記の例に従い規則第194条第2項第2号イ、ニ及びヘに規定する種類を記載すること。

例 BM型輸送物（六フッ化ウラン、告示第8条第〇号の放射性物質を収納した輸送物）

- (11) 4の(4)の「輸送物の概要」は、①容器の材料及び構造、②輸送物の主要諸元（長さ、幅、高さ及び総質量）、③容器の設計者名、製造者名及び所有者名等を記載するとともに、輸送物の写真又は説明図を添付すること。なお、輸送物の写真又は説明図は、告示第22条に規定する標識又は表示が付され、又は行われていることを示しうるものでなければならない。また、次の説明を加えること。

イ 本通達1. (11)に定める標識又は表示の種類、標識又は表示の個所及び数

ロ 表示については、それぞれの表示方法

- (12) 4の(5)の「収納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。「名称」には化学式も、「物理的化学的性質」には、特別形放射

性物質等であるかどうか、気体、液体又は固体のいずれであるか、他の危険性の有無及び他の危険性を有する場合はその分類と区分についても記載すること。なお、吸収線量率については、劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン（濃縮度が10%未満のもの）の照射済燃料にあっては照射された直後の値を記載すること。

- (13) 4の(7)の「輸送物の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率」は、最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で記載すること。
- (14) 4の(8)の「輸送物の輸送指数」は、算定過程を6の(7)に記載すること。
- (15) 4の(9)の「輸送物の表面からの平均熱放出率」は、ワット每平方メートル単位で記載すること。
- (16) 4の(10)の「輸送物の表面の温度」については、BM型輸送物及びBU型輸送物についてのみ記入すること。
- (17) 4の(11)の輸送物及びULDに表示される標識等については、告示第22条及び本通達  
1. (11)に定める標識又は表示の内容を記載すること。  
例 標識：第1類白標識  
表示：A型、UN2915 放射性物質A型輸送物、Dry ice 200g
- (18) 4の(13)の「荷送人の氏名又は名称及び住所」は、告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、告示第23条に定める輸送計画書の策定又は所持等を行う者についても記載すること。
- (19) 4の(14)の「荷受人の氏名又は名称及び住所」は、告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、告示第23条に定める輸送計画書の策定又は所持等を行う者についても記載すること。
- (20) 5の「コンテナで輸送する場合」の記載事項((7)を除く。)については、輸送物を収納するコンテナ毎に記載すること。なお、コンテナをオーバーパックと読み替える場合を含む。
- (21) 5の(2)の「コンテナの名称又は型式及び主要諸元（長さ、幅、高さ、重量、適合規格等）」のうち、「名称又は型式」にはコンテナの製造者、番号等を記載し、「重量」には規格上の最大重量（コンテナ自重+積載物重量）及びコンテナ自重を記載すること。
- (22) 5の(3)の「コンテナに収納する輸送物の個数、コンテナへの収納方法及び輸送容器の名称又は型式」は、一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が告示第8条第1号から第7号のいずれかに該当する放射性物質を輸送する場合には、コンテナへの施錠及び封印その他の当該コンテナが容易に開封されないための措置についての説明も記載すること。
- (23) 5の(4)の「輸送物を収納したコンテナ（以下単に「コンテナ」という。）の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率」は、最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で記載すること。測定方法は算定方法の説明も記載すること。
- (24) 5の(5)の「コンテナ輸送指数」は、輸送指数のみを記載し、算定過程等は6の(7)に記載すること。
- (25) 5の(6)の「コンテナの放射能面密度」は、 $\alpha$ 線放出の有無、及びコンテナの表面の放射性物質の放射能面密度をBq/cm<sup>2</sup>単位で記載すること。測定方法又は算定方法の説明も記載すること。
- (26) 5の(7)の「コンテナの個数」は、当該航空機に積載する放射性輸送物を収納したコンテナの個数を記載すること。
- (27) 5の(8)の「コンテナの外観図」は、三面図及び鳥かん図によることとし、告示第22条に規定する標識又は表示が付され、又は行われていることを明示し、かつ、次の説明を加えること。

- イ 標識又は表示の種類
  - ロ 標識又は表示の箇所及び数
  - ハ 「国連番号」等の表示及びコンテナ標識等に、それぞれ該当するかどうかの説明（該当するものについては、それぞれの表示方法）
- (28) 6の(1)の「航空機の概要」は、航空機の型式、国籍記号、登録記号、旅客機と貨物機（現に旅客が搭乗していない航空機をいう。）の別等を記載すること。（国籍及び登録記号については申請時点に確定しない場合は省略することができる。）
- (29) 6の(2)の「専用積載の場合にあってはその旨」は、専用積載の場合には、当該航空機が一の荷送人により専用され、かつ、積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示（被ばく防止のための指示を含む。）によって行われることの説明を記載すること。
- (30) 6の(3)の「航空機への積載方法及び固縛方法」は、積載位置（告示第13条第2項の旅客等が通常使用する区画への積載禁止、告示第15条の混載制限及び通達記1.(13)口の積載距離制限の遵守状況がわかる航空機貨物室の見取図を添付すること。）並びに移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないようにするための固縛方法等の措置等について、次の事項を記載すること。

イ 積載方法の説明

i ) 輸送物の積載方法及び固縛方法を決定する際に考慮した、飛行中輸送物積載場所に作用する加速度及び非常着陸時に作用する加速度の説明

飛行中に作用する加速度としては、耐空性審査要領（米国連邦航空規則F A R Part 1 及び 23~35に準拠）に規定する運動荷重及び突風荷重に対応するものとし、非常着陸時に作用する加速度としては、耐空性審査要領の非常着陸状態の項に規定する慣性力が作用するものとすること。非常着陸時に作用する加速度は、耐空類別が飛行機輸送Tである飛行機にあっては、通常時の値となる。

上方	3.0g	前方	9.0g
側方	4.0g	下方	6.0g
		後方	1.5g

- ii ) i ) の荷重による放射性輸送物等の移動、転倒、転落等の可能性、又は移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれる可能性についての説明
- iii ) 輸送中、i ) を考慮した混載物等の荷重により輸送物の安全性が損なわれる可能性についての説明
- iv ) 放射性輸送物等の積載場所の説明（説明図を添付すること。）
- v ) 放射性輸送物等の輸送指數（算定過程は6の(7)に記載すること。）及び航空機客室の内面又は操縦室の隔離若しくは床面からの距離の説明（説明図を添付すること。）
- vi ) 告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、放射性輸送物が人手により容易に移動されないための方法についての説明

ロ 臨界の防止

- i ) 核燃料物質の輸送であるかどうかの説明
- ii ) 核燃料物質の輸送の場合には次の措置の説明
  - a ) 水の侵入に対する臨界防止措置
  - b ) 中性子吸収材又は中性子減速材の効力の喪失に対する臨界防止措置
  - c ) 輸送物相互又は放射性収納物相互の接近に対する臨界防止措置
  - d ) 水中又は雪中への浸漬に対する臨界防止措置
  - e ) 温度変化に対する臨界防止措置

f) 輸送容器又は密閉装置の形状の変化に対する臨界防止措置

g) その他、臨界に達する可能性の評価

#### ハ 混載制限

i) 表面からの平均熱放出率

a) 混載物の有無

b) 表面からの平均熱放出率が  $15W/m^2$  を超えており、混載物が有する場合は、熱を除去する措置の設置又はその他の特別な措置の説明

ii) 火薬類（隔離区分がSのものを除く。）その他放射性輸送物の安全な輸送を損なうおそれのある物件との混載の有無

〔申請時点で混載物を明らかにすることが困難な場合は、混載制限を遵守するためにとられる危険品受託時の航空会社内の体制の説明を記載すること。〕

#### 二 BM型輸送物及びBU型輸送物の輸送物表面の温度に対する措置（BM型輸送物又はBU型輸送物に該当する場合に記載すること。）

i) 輸送物確認の際の通常時試験後の輸送物表面の温度

ii) 輸送中、輸送物表面の温度が  $50^\circ C$  を越えないことの説明、又は輸送物周囲の空隙の状態、カバー、又は上積みの有無、隣接する他の貨物の積上げ高さ及び天井との距離等の積載方法の説明

(31) 「6の(4)の輸送物を積載した航空機の表面における最大線量当量率」は、具体的測定場所及び測定値又は計算値の説明を記載すること。

(32) 6の(5)の「航空機の表面の放射能面密度」は、具体的測定場所及び測定値又は計算値の説明を記載すること。

(33) 6の(6)の「航空機の積載場所の汚染の有無」は、汚染の有無の理由を記載すること。

(34) 6の(7)の「積載した輸送物等の輸送指數の合計値」は、次の事項を記載すること。

##### イ 輸送指數の算定

告示第17条に従って、放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指數を算定した過程、又は輸送指數を定める必要がないことの説明を記載すること。

コンテナの最大断面積を記載する必要がある場合は、最大断面積となるコンテナの断面のとり方についても説明を加えること。

##### ロ 当該航空機に積載する輸送指數の合計値、その算式及びその他告示第18条により必要となる説明

〔申請時点で輸送指數又はその合計値を明らかにすることが困難な場合は、積載限度等を遵守するためにとられる放射性輸送物受託時の航空会社内部の体制の説明を記載すること。〕

(35) 7の(1)の「輸送責任者及び輸送実施者（機長等）の氏名等」は、当該輸送（日本国内での積込み取卸しを含む。）に係る実施責任者及び実施に当たる者の氏名等を記載することとし、告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合にあっては、輸送責任者が防護上の措置について知識と経験を有することの説明及び輸送責任者が講じる措置の具体的な内容についても記載すること。

(36) 7の(2)の「機長等への通報要領」は、具体的な通報体制を記載すること。

(37) 7の(3)の「貨物搭載要領」には、次の事項を記載すること。

##### イ 取扱場所

（日本国内での積込み取卸し等についてのみ記載すること。）

積込み取卸し等の取扱場所、方法等の説明

##### ロ BM型輸送物等の場合の専門家の立会い

（BM型輸送物等を日本国内で積込み又は取卸す場合についてのみ記載すること。）

i ) 積込み、取卸しの際に立会わせる専門的知識を有する者の氏名、所属、資格及び必要な場合には経験

ii ) 立会時に携行する放射線測定器の名称、検出できる放射線、及び検出範囲並びに立会時に携行する保護具

iii ) 立会いに相当する適切な措置を執る場合、1. (10) 口に掲げる要件を満足していることについての説明

ハ 取扱方法等を記載した書類

取扱方法等を記載した書類の名称を記載し、書類の写しを添付すること。書類には別添1に示す事項が記載されていること。

(38) 7の(4)の「事故時の措置」は、別添2に示すように、輸送前に、事故処理の要領を定め、事故処理のための体制を整えておくこととし、輸送計画書には次の事項を記載すること。

イ 事故処理のための体制の準備

i ) 輸送中、放射性輸送物等の破損又は漏えい事故（以下「放射性輸送物等の破損等の事故」という。）が発生した場合に、当該機が空港等へ到着後速やかに検査、除染等を実施するため、並びに、輸送中当該航空機に、墜落等の消火活動若しくは救難活動を必要とする航空機事故（以下「航空機の重大事故」という。）又は航空機の重大事故その他消火活動若しくは救難活動を必要とするおそれのある状態（以下「緊急状態」という。）が発生した場合に、消火活動及び救難活動に適切な助言を与え、検査、除染等を実施するための放射線専門家の配備状況の説明

放射線専門家の氏名、所属、連絡先、資格等並びに担当空港等及び担当地域

事故処理の際必要となる計測機器、並びに除染及びしゃへいのための器具の準備状況の説明

ii ) 輸送前に、当該機が放射性輸送物等を積載している旨の連絡が行われる航空会社の日本国内の関係地方支所

わが国の航空会社により輸送される場合には、輸送前に連絡が行われる国外の関係支所についても記載すること。

ロ 事故処理要領

i ) 事故等が発生した場合、その処理のための指揮系統

ii ) 放射性輸送物等の破損等の事故の場合の措置

iii ) 放射性輸送物等を輸送中の航空機の重大事故又は緊急状態が発生したことを知った場合の連絡等の措置

iv ) 放射性輸送物等を輸送中の航空機の重大事故等の措置

v ) 以上の措置の航空会社関係部署及び支所並びに配備した放射線専門家への周知状況の説明

(39) 7の(5)の「防護措置が必要な場合」は、次の事項を記載すること。

イ 警備体制

i ) 警備人の経歴

ii ) 警備人の行う措置の内容

iii ) 包装、錠及び封印に異常がないことを積載前に点検する旨

ロ 受渡し地点及びその予定時刻

i ) 荷送人から運送人へ輸送物を受け渡す地点及びその予定時刻

ii ) 運送人から荷受人へ輸送物を受け渡す地点及びその予定時刻

ハ 連絡通報体制

i ) 連絡通報体制の整備状況の説明

- ii ) 指定連絡場所の住所等
- iii ) 輸送責任者と指定連絡場所との連絡の時間間隔
- iv ) 緊急時の連絡体制

(40) 8の「その他」は、告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、告示第23条に定める輸送計画書の内容の不必要的分散を防止するための方法の説明を記載すること。また、その他特記すべき事項、参考となる事項があれば記載すること。

## 別添 1

### 告示第19条に定める「取扱方法等を記載した書類」の記載事項

「取扱方法を記載した書類」には以下の事項を記載すること。

(1) 輸送物の種類、内容その他輸送に関する事項

- イ 輸送物の種類
- ロ 収納されている放射性物質の名称
- ハ 収納されている放射性物質の数量
- ニ 輸送容器の型式及び名称
- ホ 輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率
- ヘ 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所
- ト その他の必要事項

(2) 輸送物の取扱方法

取扱い上注意すべき事項がある場合には、それを記載すること。

(3) 輸送の方法その他輸送中に留意すべき事項

- イ 航空機内の積載場所
- ロ 積込み地点及び取卸し地点
- ハ 放射性物質等の性状、物理的化学的性質等
- ニ その他の必要事項

(4) 事故が発生した場合の措置

- イ 輸送中、放射性輸送物等の破損等が発見された場合の措置
  - i ) 放射性輸送物等の破損等の破損等を引き起こした事故等により被害を受けた者がいる場合は、その者を救助し、傷口、汚染した皮ふ等を水で流し洗いをする。
  - ii ) 破損等の発生した放射性輸送物等から離れ付近を立入禁止とする。
  - iii ) 破損等の発生した放射性輸送物等の近くにいた者を確認し、空港等へ到着後汚染検査等を受けるよう指示する。
  - iv ) 飛行中にあっては、機長は必要に応じ緊急着陸等の措置をとる。
  - v ) 航空会社内関係部署及び必要な場合には航空管制機関に対し、空港等へ到着後実施する検査、除染等の準備を行うよう通報する。
  - vi ) 放射性物質が付着した衣服又はそのおそれのある衣服はプラスチックバックの中に入れる。
- ロ 輸送中、航空機が、墜落等の航空機事故のおそれのある事態、消火活動、救難活動を必要とするおそれのある事態等の緊急状態に陥った場合の措置
  - i ) 航空交通管制機関に対し、放射性輸送物等を積載している旨通報する。
  - ii ) 航空会社内関係部署に通報し、地上での措置又はそれに必要な準備を行わせる。

## 別添2

### 放射性輸送物等を輸送中の事故時の措置

放射性輸送物等を輸送中に、事故等が発生した場合には、次の措置を実施すること。また、これらの措置を速やかに実施できるよう輸送前に必要な準備をしておくこと。

#### (1) 航空機内での放射性輸送物等の破損等の事故

##### イ 地上の事故対応体制の準備

- i ) 荷送人若しくは荷受人、又は航空会社は、放射性輸送物等の輸送中、航空機内で放射性輸送物等の破損等の事故が発生した場合に、当該機が空港等へ到着後速やかに、放射性物質により汚染した者及び、放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者の適切な管理及び検査、機体の汚染状況の検査並びに除染を実施できるよう、輸送前に放射線専門家を手配し連絡先を明らかにしておく。また、必要となる計測機器及び除染のための器具を準備しておく。
- ii ) i ) 項の手配及び準備は当該航空機の出発、経由及び到着に係る空港等並びに代替空港等のうち日本国内にあるものについて行うこと。
- iii ) 航空会社は、輸送前に、その関係地方支所（出発、経由及び到着に係る空港等の所在地、代替空港等の所在地並びに飛行経路付近にあるもの）に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨連絡をしておく。

ただし、外国航空会社にあっては、その関係地方支所のうち日本国内にあるものについてのみ連絡をしておけばよい。

##### ロ 事故時の機内での措置

輸送中、航空機内で放射性輸送物等の破損等が発見された場合には、次の措置を実施する。

- i ) 放射性輸送物等の破損等を引き起こした事故等により被害を受けた者がいる場合は、その者を救助し、傷口、汚染した皮膚等を水で流し洗いをする。
- ii ) 破損等の発生した放射性輸送物等から離れ付近を立入禁止とする。
- iii ) 破損等の発生した放射性輸送物等の近くにいた者を確認し、空港等へ到着後汚染検査等を受けるよう指示する。
- iv ) 飛行中にあっては、機長は必要に応じ緊急着陸等の措置をとる。
- v ) 航空会社内関係部署及び必要な場合には航空管制機関に対し、空港等へ到着後実施する検査、除染等の準備を行うよう通報する。
- vi ) 放射性物質等が付着した衣服又はそのおそれのある衣服はプラスチックバックの中に入れる。

##### ハ 空港等へ到着後の措置

- i ) 放射性輸送物等の破損等の事故の通報を受けた航空会社等は、 ii ) ~ iv ) の措置を実施するため、当該機の着陸空港等に放射線専門家を派遣する。
- ii ) 放射性物質により汚染した者及び放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者に対し、放射線専門家により適切な管理及び検査を行う。
- iii ) 放射線専門家により、速やかに機体の汚染状況を検査する。
- iv ) 汚染された機体、装備品、場所等はすべて、放射線専門家により可及的速やかに、そして再使用される前に除染する。
- v ) 必要に応じ事故後定期的に汚染した場所の検査を行う。
- vi ) 事故報告書を作成し、航空局安全部安全政策課に提出する。報告書には、事故の原因、事故に際し講じた措置、事故の状況及び事故に関係する事実の評価に有用であり事故防止又は事故措置の改善に役立つようなその他の関連データを記載する。

## (2) 航空機の重大事故及び緊急状態

### イ 地上の事故対応体制の準備

- i ) 荷送人若しくは荷受人、又は航空会社は、当該放射性輸送物等の輸送中、当該航空機に航空機の重大事故又は緊急状態が発生した場合に、救助活動、消火活動等に対し適切な助言を与え、放射性物質により汚染した者及び放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者の適切な管理及び検査を行い、機体又は事故現場等の汚染状況を検査し除染を行うことができるよう、輸送前に放射線専門家を手配し連絡先を明らかにしておく。また、必要となる計測機器並びに除染及びしゃへいのための器具を準備しておく。
- ii ) i ) 項の手配及び準備は、当該航空機の飛行経路（代替空港等への飛行経路を含む）のうち日本国内の部分について行うこと。
- iii) 航空会社は、輸送前に、その関係地方支所（出発、経由及び到着に係る空港等の所在地、代替空港等の所在地並びに飛行経路付近にあるもの）に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨連絡をしておく。

ただし、外国航空会社にあっては、その関係地方支所のうち日本国内にあるものについてのみ連絡しておけばよい。

### ロ 緊急状態発生時の機内での措置

放射性輸送物等を輸送中の航空機が緊急状態に陥った場合は次の措置を実施する。

- i ) 航空交通管制機関に対し放射性輸送物等を積載している旨連絡する。
- ii ) 航空会社内関係部署に通報し、地上での措置又はそれに必要な準備を行わせる。

### ハ 緊急状態発生時及び航空機の重大事故時の連絡

航空会社等は、放射性輸送物等を輸送中の航空機に航空機の重大事故又は緊急状態が発生したことを知った場合は次の措置を実施する。

- i ) 航空局安全部安全政策課及び関係地方空港事務所に対し、当該機が放射性輸送物を積載している旨通報する。
- ii ) 航空機の重大事故が空港等以外で発生した場合には、関係救難救助機関に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨通報する。
- iii) 放射線専門家と連絡をとり必要に応じ事故現場等へ派遣するとともに、消火活動、救難活動、事故処理等の面で必要な措置があれば、直ちに i ) 項及び ii ) 項の機関等に対し通報する。

### 二 事故後の地上での措置

- i ) 事故現場では放射線専門家により、次の措置を実施する。
  - a ) 救難活動、消火活動等に適切な助言を与える。
  - b ) 放射性物質により汚染した者、及び放射線により被ばくした者、並びにそれらのおそれのある者に対し適切な管理及び検査を行う。
  - c ) 機体、事故現場等の汚染状況を検査する。
  - d ) すべての汚染された機体、事故現場等を可及的速やかに、そして再使用する前に除染する。
- ii ) 事故後必要に応じ定期的に汚染した場所の検査を行う。
- iii) 緊急状態又は事故についての報告書を作成し航空局安全部安全政策課に提出する。  
報告書には、放射性輸送物等に関し、事故等の状況、講じた措置、及び事故等の評価に有用であり、以後の事故防止又は事故措置の改善に役立つようなその他の関連データを記載すること。

様式第1（2.（1）口関係）

放 射 性 輸 送 物 確 認 申 請 書

国 土 交 通 大 臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称  
住所  
連絡先

下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）について、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号、以下「規則」という。）第194条第2項第2号に基づく輸送物の確認をしていただきたいので、「放射性物質等の輸送規制について」（平成13年国空航第542号。以下「通達」という。）に従い申請いたします。

記

1. 輸送の目的
2. 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所
3. 輸送容器の型式又は名称
4. 輸送物の種類等
5. 輸送物の概要
6. 輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」（平成13年国土交通省告示第1094号）に定める技術上の基準に適合することの説明
7. 収納している放射性物質等の仕様
  - (1) 名称
  - (2) 核種
  - (3) 質量
  - (4) 物理的、化学的性質
  - (5) 放射性濃度（二種類以上の放射性物質等が収納されている場合にあってはその種類ごとの値及び合計値）
  - (6) 核燃料物質にあっては、その他濃縮度、冷却日数、発熱量、吸収線量率（防護措置が特に必要な放射性物質等が収納されている場合に限る。）等の仕様に関する事項
  - (7) 容器への収納方法
8. 輸送制限個数
9. 輸送物の輸送指數
10. 輸送時における取扱上の注意事項
11. 輸送予定年月日、区間及び便名
12. 通達2.（1）イの発送時検査等を受ける場合には、当該検査を希望する場所及び日時
13. 通達2.（1）イの発送時検査等の免除を希望する場合には、通達2.（1）イ i)～iv) のいずれに該当するかの説明
14. その他の特記事項

様式第2（2.（2）イイ）関係）

放射性輸送物輸送者指定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称  
住所  
連絡先

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）第24条に規定する国土交通大臣が指定する者として指定していただきたく、「放射性物質等の輸送規制について」（平成13年国空航第542号）に従い申請いたします。

記

1. 航空運送事業者としての免許又は許可を受けた日付け及び当該免許又は許可の番号
2. 航空運送事業の概要
3. 放射性物質輸送の実績（過去3年間）並びに当該輸送に係る輸送物の事故歴の有無及び事故歴がある場合にあってはその事故の概要
4. 放射性輸送物輸送管理体制
5. その他特記すべき事項

様式第3（2.（2）口関係）

放 射 性 輸 送 物 輸 送 確 認 申 請 書

国 土 交 通 大 臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称  
住所  
連絡先

別添の輸送計画書に記載する放射性輸送物の輸送につき、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第2号に基づく放射性輸送物の輸送の安全の確認をしていただきたい、「放射性物質等の輸送規制について」（平成13年国空航第542号。以下「通達」という。）に従い下記のとおり申請いたします。

記

1. 通達2.（2）イの積載時検査等を受ける場合は、当該検査を希望する場所及び日時
2. 通達2.（2）イの積載時検査等の免除を希望する場合は、通達2.（2）イⅰ)又はⅱ)のいずれに該当するかの説明

## 様式第4（2.（2）口関係）

別添

### 輸送計画書

1. 輸送の目的
2. 輸送人の氏名又は名称及び住所
3. 予定輸送経路及び日時等
  - (1) 出発空港等の名称及び出発日時
  - (2) 到着空港等の名称及び到着日時並びに代替空港等の名称
  - (3) 経由空港等の名称及び経由日時並びに代替空港等の名称
  - (4) その他
4. 輸送しようとする放射性輸送物（以下「輸送物」という。）
  - (1) 輸送物の個数
  - (2) 輸送容器の型式又は名称
  - (3) 輸送物の種類等
  - (4) 輸送物の概要
  - (5) 収納している放射性物質等の仕様  
名称、核種、質量、物理的化学的性質、放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量、容器への収納方法、吸収線量率
  - (6) 輸送物の輸送制限個数
  - (7) 輸送物の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率
  - (8) 輸送物の輸送指數
  - (9) 輸送物の表面からの平均熱放出率（ワット每平方メートル）
  - (10) 輸送物の表面温度
  - (11) 輸送物及びULDに表示される標識等
  - (12) 輸送物の作成者の氏名及び住所
  - (13) 荷送人の氏名又は名称及び住所
  - (14) 荷受人の氏名又は名称及び住所
5. コンテナで輸送する場合
  - (1) コンテナの収納者の氏名又は名称及び住所
  - (2) コンテナの名称又は型式及び主要諸元（長さ、幅、高さ、質量、適合規格等）
  - (3) コンテナに収納する輸送物の個数、コンテナへの収納方法及び輸送容器の名称又は型式
  - (4) 輸送物を収納したコンテナ（以下単に「コンテナ」という。）の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率
  - (5) コンテナの輸送指數
  - (6) コンテナの放射能面密度
  - (7) コンテナの個数
  - (8) コンテナの外観図
6. 航空機及び航空機への積載方法
  - (1) 航空機の概要
  - (2) 専用積載の場合にあってはその旨
  - (3) 航空機への積載方法及び固縛方法

- (4) 輸送物を積載した航空機の表面における最大線量当量率
- (5) 航空機の表面の放射能面密度
- (6) 航空機の積載場所の汚染の有無
- (7) 積載した輸送物等の輸送指標の合計値

#### 7. 輸送実施体制

- (1) 輸送責任者及び輸送実施者（機長等）の氏名等
- (2) 機長等への通報要領
- (3) 貨物搭載要領
- (4) 事故時の措置
- (5) 防護措置が必要な場合には、告示第23条第1号に規定する防護に関する輸送計画書

#### 8. その他